

《臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金》 平成27年度事業説明

●制度概要●

平成26年4月からの消費税率引上げに際し、所得の低い方々、また、子育て世帯への負担の影響を緩和するための支援策として、26年度に引き続き一部制度を変更し臨時的な措置として実施します。なお、以下2つの給付金制度にて、対象者に下記のとおり給付します。（申請制度）

臨時福祉給付金

① 臨時福祉給付金とは？

増税負担の影響が大きい方々（低所得者）への負担に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給。（平成27年10月から平成28年9月分として）

② 給付対象者

平成27年度分 市府民税（均等割） が課税されない方 が対象。

※ただし、 ご自身を扶養している方が課税されている場合
 生活保護制度の被保護者となっている場合] などは対象外。

- 原則、基準日（平成27年1月1日）において住民登録がされている市町村となります。

③ 給付額

給付対象者 1人につき6千円

子育て世帯臨時特例給付金

① 子育て世帯臨時特例給付金とは？

子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給。

② 給付対象者

平成27年6月分の 児童手当（特例給付を除く） を受給している方 が対象です。

③ 給付額

対象児童 1人につき 3千円

○当該事業での必要な情報

- 住民基本台帳情報
- 住民税課税状況情報
- 児童手当受給情報
- 生活保護受給情報